

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービングランド蒸気復水器用レベルスイッチの点検において、接点動作不良が認められたため、対応検討	G III	
2	1号機	原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油ストレーナ入口側圧力指示計の検出配管接続部に変形が認められたため、当該検出配管及び圧力指示計を点検・修理	G III	
3	1号機	原子炉再循環系ジェットポンプ流量変換器の点検・校正の際、過渡現象記録装置に指示値精度外れが認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
4	1号機	水素酸素注入系の制御回路内のヒューズ切れに伴う調査において、水素注入配管水位高を示す警報用の信号ケーブルの漏電が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	G III	
5	2号機	廃棄物処理系廃液脱塩器用ベント配管に設置されている、Y型ストレーナの配管継手部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	3号機	1～4号機共用ボイラ用循環ポンプ（C）のメカニカルシール水供給配管より水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
7	4号機	酸素注入装置用酸素ボンベ保管ラック（B）出口弁のグランド部に酸素のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	5号機	主発電機冷却用水素ガス純度指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該純度指示計を点検・修理	G III	
9	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A、B）の軸シール水入口弁制御用電磁弁の排気口よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	G III	
10	6号機	廃棄物処理系中央制御室監視用カメラ装置のカメラ遠隔操作制御ケーブルに断線が認められたため、当該ケーブルを交換	G III	
11	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋内空調機用逆流防止ダンパの作動用リンク機構部にボルトの緩み及び振動が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液乾燥機の運転中、同系復水器液位高を示す警報が発生したことから、当該復水器用ドレン配管に詰まりの可能性が認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
13	その他	所内イントラネットの画面上に掲載している「所長レビュー議事録」に一部誤記及び補足資料の旧版掲載が認められたため、対応検討	G II	